

第4章 基本方針と施策の展開および成果目標

基本方針1 <人> 多様な担い手の育成・確保および農業を通じた交流

◇現況と課題

本市農業の持続的な発展のためには、担い手の更なる経営の安定化が課題であり、生産性向上や経営規模拡大に向けた支援が必要となっています。また、経営規模は現状維持の意向ではあるものの、今後も担い手として高い意欲のある農業者への支援も求められています。

一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い、新規就農者の確保、農業法人における人材の確保等が必要となっています。また、次の世代へと農業経営を引き継ぐために、後継者不足に対する対策や円滑な経営継承を促進することが必要です。

さらに、担い手に限らず多様な人が農業へ参加する仕組みや、農業を通じた世代間交流および活動の場の提供により地域活性化につなげる取組も求められています。

◇施策の展開

(1) 担い手の育成と農業継続支援

1) 担い手の育成

- ・国の補助制度等を活用する中、経営規模の拡大や農作業の効率化・省力化を図る構造改善に必要な機械や施設整備を支援し、効率的かつ安定的な農業経営に取り組む担い手を育成します。
- ・更なる生産性の向上を図るため、スマート農業技術の導入支援や湖南地域農業センター等による研修会への参加を促し、普及を促進します。

2) 意欲ある農家の農業継続支援

- ・今後も地域の担い手として営農する意欲はあるものの、規模拡大が困難である等により国の補助制度に採択されない、または要件から外れる農家についても、本市の農業を支える重要な存在です。そこで、機械導入等に係る支援を検討し、農業継続を後押しします。
- ・担い手以外の中小規模農家に対しても、営農技術指導や経営指導等を関係機関と連携して実施し、農業経営の継続および農業所得の向上への支援に努めます。

3) 個人経営農家の法人化の促進

- ・個人経営農家の担い手に対して、農業経営の安定化や、男女問わず経営に参画できる環境の構築を目指し、円滑な経営継承が可能となるよう法人化を促進します。

(2) 人材・労働力の確保、後継者不足対策

1) 新規就農者等の確保と定着支援

- ・就農フェアへの参加や農業大学校に対するPR活動等を行うことで、就農意欲のある新規就農者の積極的な確保に努めます。
- ・新規就農者が営農を継続できるよう、初期の設備投資に必要な資金（融資）や助

- 成制度の紹介、栽培技術指導、営農相談などを関係機関と連携して実施します。
- ・認定新規就農者^{*}の計画期間終了時には、認定農業者へのアプローチを行い、認定に係る支援を行います。

2) 農業法人等の人材確保と経営継承支援

- ・雇用就農希望者と、人材を求める農業法人等とのマッチングを支援し、人材の確保に努めます。
- ・次世代に農業経営を引き継ぎ、地域農業の持続的な発展を担うため、経営継承に関する支援を行います。これにより、法人等の安定した運営と地域農業の継続性を確保します。

3) 地域農業のリーダーの育成

- ・地域農業を支えるリーダーとなる人材を中長期的な視点から育成するため、各種制度や地域活性化に関する研修会等への参加を促進します。

(3) 多様な人の農業への参加や農業を通じた交流促進

1) 市民農園^{*}制度の活用

- ・農家以外の市民が農作業を通じて自然に親しみ、農業への理解を深めてもらえるよう市民農園制度の活用を促進します。

2) 各種農業イベント（農業体験等）への参加促進

- ・小学生を対象とした田植・稲刈体験事業を推進するとともに、JAをはじめとした農業団体等による様々な農業イベントへの参加を促し、食と農に関わり、農業・農村が担う多面的機能、消費者ニーズや農業問題等について相互に理解を深める取り組みの推進に努めます。

3) 農福連携の推進

- ・障がいのある人をはじめ、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の農業分野での活動を通して、障がいのある人等の新たな活動の場や生きがい創出され、共生社会の実現にも寄与できる「農福連携」を推進します。

4) 都市住民との交流を通じた農業への理解の促進

- ・守山駅周辺等の都市部における直売会の実施等による都市住民と農家が直接関わり合う機会の創出により、農業への理解と関心を深めることを促進します。

【成果目標】

指 標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
認定新規就農者数（5年間の認定数）	R2～R6：10人	R8～R12：10人

基本方針 2 <農地> 農業生産基盤の保全および農地の集積・集約化

◇現況と課題

農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより、未整備農地だけでなく整備された優良農地も遊休農地となる恐れがあります。本市の大切な資源である農地を守り、農業の活性化を図るためにも、遊休農地の発生防止・解消に向け、関係者が連携し一体となって取り組むことが重要です。

また、効率的な農業経営を行うためには、農地の流動化を図り経営規模の拡大を促進することが必要です。特に大規模な土地利用型農業※に取り組むには、分散した農地は作業効率の低下を招くため、安定した農業経営のためには農地の集積・集約化が必要となります。

一方で、土地改良事業によって整備された揚水施設、用排水路および農道等は、整備後45年以上が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、揚水機の故障や漏水事故などが多発しており、施設の管理者による効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が必要です。

また、農業水利施設の多くは土地改良区が維持管理していますが、土地持ち非農家の増加に伴う農業意識の低下や農業従事者の高齢化などにより、管理体制は脆弱化しつつあるため、多様な主体の参画による安定的な管理体制を構築していく必要があります。

さらには、近年においては、集中豪雨等の発生頻度の増加や酷暑等に配慮した整備に対する住民意識の高まりなど、防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況にも変化が生じてきており、状況に十分配慮した管理体制整備を図ることが重要となっています。

なお、市街化区域※内農地については、計画的な開発が進む一方、景観、環境、教育、防災等の農地の多面的な役割があり、保全の方向性については都市農業振興基本法※および基本計画に基づく都市農業の位置づけを基本として、地域の需要に応じた保全・活用を行うことが必要です。

◇施策の展開

(1) 優良農地の保全と遊休農地の解消

1) 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全

市内にある基盤整備済みの優良農地については、農業の規模拡大や営農活動の効率化のためにも、今後も農業振興地域整備計画に基づいて保全を図ります。

2) 遊休農地の発生防止・解消

- ・農業委員会と連携し、不耕作となっている農地の所有者や借受者へのヒアリングの実施等、農地の適正な管理に取り組むよう指導を行うなど、遊休農地の発生防止に努めます。
- ・新たな借受希望者による遊休農地の解消に向けた取り組みに対して支援を行います。

3) 市街化区域内農地の保全活用

- ・市街化区域内については、体験農業の場や市民農園のための農地、伝統文化に必要な作物を生産するための農地など、地域の交流や活性化が見込まれる農地について、地域の需要に応じた保全・活用に努めます。

(2) 担い手への農地集積・集約化と大規模区画化

1) 地域計画※に基づいた農地中間管理事業※による農地の集積・集約化の促進

- ・地域計画の目標地区に基づき、農地中間管理事業による農地の貸借を行い、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

2) 効率的な農業生産に資する大規模区画化の促進

- ・担い手への農地の集積・集約化に加え、作業効率の向上や、自動直進トラクター等のスマート農業技術の効果的な活用に向け、農地の大規模区画化を促進します。

(3) 農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策

1) 土地改良施設の長寿命化、計画的な保全管理

土地改良施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進し、農業の生産基盤の長寿命化を図ることで、土地改良区や農業組合等の施設の維持管理に係る負担を軽減し、農業の持続的な発展を支援します。

また、農業水利施設については、県と連携してアセットマネジメント※を推進し、次世代に健全な状態で引き継げるよう計画的な更新を支援します。

2) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進

地域ぐるみの共同活動を通じて、農村の保全を図る質の高い取り組みや地域住民などの多様な主体との連携を一層促進し、農村の地域力を高めることで、集落によって行われる農道や水路の簡易な補修や更新を支援します。また、維持管理体制については、地域住民を含む多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図り、農業施設の有する多面的機能が発揮できるよう支援していきます。

3) 農業生産基盤整備事業の更なる支援

「守山市農業生産基盤整備事業」および「守山市野洲川畑地帯生産基盤整備事業」により、土地改良区や農業組合が行う農業生産基盤施設の改良等については、計画的な整備と更新に努め、より効果的な事業実施となるよう更なる支援を行います。

【成果目標】

指 標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
担い手への農地の集積率	77.5%	80.0%

基本方針 3 <農産物> 地域特性を活かした農産物の生産と販売・消費

◇現況と課題

近年、米や野菜などの農産物の生産環境は、消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化等により、厳しい状況にあります。本市においては、消費者や市場から支持を得た農産物は、産地化またはブランド化を図ってきましたが、「モリヤマメロン」や「守山こぼまブドウ」等の産地は、生産農家の高齢化等が顕著になっています。

今後も消費者のニーズに応え、産地（ブランド）を発展させるためには、生産者の確保と、温暖な地域特性を活かした高品質な農産物の栽培に加え、積極的な販路拡大に取り組み、産地間競争に勝てる競争力のある生産・流通・販売体制を確立していくことが必要です。

また、直売所や食品スーパーでの守山産農産物の販売や学校給食での導入など、地産地消の取り組みが進んでいますが、流通にかかる経費削減や環境負荷の低減、新鮮で安全・安心な農産物の供給等に資するものとして、地産地消の更なる推進が求められています。

さらに、特産物を活用した加工品の生産・販売や観光農園の取組が農業者個々で進められており、今後、更なる経営の多角化や所得拡大を図るための支援が求められています。

◇施策の展開

(1) 産地（ブランド）の形成と発展

1) 本市の特産物（モリヤマメロン等）の生産者の育成・確保

- ・モリヤマメロンのブランド力の維持発展を図るため、新規就農者の生産に係る経費や生産技術指導の指導料等に対し、引き続き支援を行います。
- ・守山産野菜の産地維持と安定供給を図るため、モリヤマメロンの裏作等で守山産野菜の生産に取り組みもうとする新規就農者の生産に係る経費等に対する支援を引き続き行います。
- ・その他の果樹や野菜等についても、就農フェア等での新規就農希望者の掘り起こしを行うとともに、国の補助制度等を活用する中、生産者の育成と確保を図ります。

2) もりやまフルーツランドの産地としての振興

- ・生産者、JA、行政などの関係者で構成する協議会において産地の目指すべき姿を定めた『果樹産地構造改革計画』に基づき、関係機関が協力・連携し、産地の発展を目指します。
- ・消費者ニーズへの対応や農作業の効率化等を図るための果樹の新植・改植を促進します。
- ・便利な交通アクセスや琵琶湖を望む美しい景観等、園地の立地的な条件等を活かし、滞在型の観光果樹園としての取り組みを推進します。

3) 「もりやまブランド」・「もりやまびわこパール野菜」の普及促進

- ・産官学連携の取組を推進する「もりやま食のまちづくりプロジェクト」において「もりやまブランド」に選定された11品目や「もりやまびわこパール野菜」について、認知度を高めるとともに、消費拡大につながるよう特産物の普及に取り組みます。

4) 地域特産物の販路拡大と多様な販売チャネルの開拓

- ・高品質な地域特産物の生産の推進および産地情報のPR等を通じて、販売力の強化に取り組みます。また、新たな販売先の開拓やふるさと納税およびECサイト等の活用により、販路拡大と多様な販売チャネルの構築を図ります。

(2) 地産地消の推進・6次産業化※の推進

1) 直売所等への出荷拡大

- ・マーケットイン※に基づく消費者ニーズの把握に努め、消費者に生産者の顔が見える直売所や直売会、学校給食等へ出荷の拡大を推進します。
- ・「ファーマーズマーケットおうみんち」においては、関係機関と連携した施策を展開し、農産物の販路拡大による農家所得の向上を図ります。

2) 学校給食への更なる守山産農産物の導入

- ・今後も守山市近江米振興協会を通じて、守山産の環境こだわり米の米飯の提供について、引き続き支援します。
- ・野菜を始めとする市内農産物の学校給食への更なる導入を推進します。

3) 食育（食農教育）※の推進

- ・教育現場、生産者、地域住民、行政が密接な連携を図り、学校給食や農業体験学習を通じて、農業への関心を高め、食と農の大切さや食の安全性への理解、地産地消を通じた食料自給率や環境に配慮した意識向上に資する取組など、将来の地域を担う子どもたちへの食育（食農教育）を推進します。

4) 「もりやま食のまちづくりプロジェクト」の各種事業展開

- ・「もりやま食のまちづくりプロジェクト」において、地産地消をはじめ食育、健康、農福連携等の各分野の取り組みを効果的に結びつける新たな事業展開を推進します。

5) 付加価値向上に向けた取組支援

- ・農業者の経営の多角化や所得拡大を図るとともに、地域ブランドの創出、消費者や市場のニーズに即した農産物や加工品の提供など地域活性化に資するものとして、農業者等による加工場、直売所、農家レストランの整備や観光農園の運営等の6次産業化や農産物の付加価値向上に向けた取組を支援します。

【成果目標】

指 標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
守山産農産物がメディアに取り上げられた件数	4件 /年	5件/年
ファーマーズマーケット おうみんちにおける地場 産農産物の販売高	607,000千円	685,000千円 ※

※当項目の目標年度については、JA レーク滋賀における目標年度と整合を図るため
令和9年度とする

基本方針 4 <栽培技術・環境> 栽培技術等の向上と環境調和・気候変動への対応

◇現況と課題

本市の営農体系は、水稲および小麦・大豆栽培による土地利用型農業、温暖な気候を活かした野菜や果樹の露地栽培、野菜および花卉を栽培する施設型農業から主に成り立っています。

近年は猛暑による高温障害など、気候変動が農産物の収量や品質に大きな影響を及ぼしています。このため、基本技術の徹底に加え、気候変動に対応するための栽培技術や品種の普及促進が必要です。

さらに、台風や集中豪雨など自然災害の発生が今後も想定され、近年はその激しさが増していることから、それらのリスクに対する備えがより重要となっています。

また、近年の環境保全意識の高まりとともに、食の安全性が問われている中、農業生産においては安全で安心な農産物が求められ、農薬・化学肥料を低減し、堆肥の施用などによる環境との調和に配慮した持続的な農業が求められています。

本市においては、野焼きや農業濁水など農業生産活動により発生する環境負荷が見受けられるため、発生防止に向けた取組を推進する必要があります。

◇施策の展開

(1) 各作物の栽培技術等の向上

- ・温暖な気候と豊富な水利条件を活かし、マーケットインの視点から消費者のニーズを満たす高品質な米や野菜・花卉・果樹の生産を積極的に推進します。このため、スマート農業技術等の導入・普及による省力化、生産コストの削減や、適地適作*品種の作付を推進し、生産性の高い栽培を目指します。
- ・高品質な農産物の生産量確保のため、国の補助制度等を活用する中、経営規模拡大に必要な機械や施設整備事業を支援します。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP（農業生産工程管理）*」を推進します。
- ・気候変動に対応し、より生産性の高い栽培方法の確立に向け、栽培こよみを随時見直すとともに、栽培に係る研修会への参加を促進します。
- ・土づくりを改善することで地力を向上させ、高品質な作物の生産を目指します。
- ・近年被害が増加している獣害について、有効な対策を研究し生産者への支援を検討します。
- ・生産者への病虫害発生状況等の情報提供により安定生産につなげます。

▽作物ごとの取組

①水稲

- ・地域に適合した良食味米の安定生産を推奨するとともに、気象状況に応じた施肥管理等により、守山産米の品質向上を図ります。
- ・従来から発生している病虫害に加え、近年増加しているイネカネムシ、縞葉枯病、ごま葉枯病等に対する防除の徹底を推進します（栽培要件がある品種を除く）。

- ・食の安全・安心に向けた取組の一環として、主食である米や小麦の安全性を確保するため、カドミウム^{*}の吸収抑制対策の徹底を図ります。

②麦・大豆

- ・麦・大豆の作付にあたっては集団化（ブロックローテーション^{*}）により、湿害や連作障害^{*}の回避および雑草の発生抑制を図ります。
- ・小麦栽培における排水対策、土づくり、病虫害防除、実肥の施用等を励行し、高収量・高品質（タンパク含有量向上）小麦の栽培を推進します。
- ・大豆栽培においては、排水対策等の基本技術に加え、ほ場条件に応じた播種やカメムシを始めとする病虫害、難防除雑草の防除の徹底を推進します。
- ・防除体系においては、農薬のドリフト（農薬飛散）の防止を徹底し、適正な農薬使用の普及・啓発を行います。
- ・実需者の求める品質をクリアするとともに本市の営農状況に適した麦・大豆の品種を検討・作付し、高品質な産地づくりを推進します。

③野菜

- ・消費者に対して安全で安心な野菜を提供できるよう、減農薬・減化学肥料栽培など、環境にやさしい農業を推進します。
- ・野洲川畑地帯等の野菜産地での新規就農者の育成を図ります。
- ・低コスト・省力栽培および農作業の効率化対策を推進します。
- ・生産技術の改善や新技術の導入による生産性の向上および施設化による高品質化、安定生産、通年生産体制の確立を図ります。

④花卉

- ・異常気象、難防除性の病虫害への新たな対策技術の実装支援により、高品質化、安定生産、通年生産体制の確立を図ります。
- ・園芸作物の有利販売を展開するため、計画的な生産出荷の推進、品質・規格の統一化、輸送・販売体制の整備を推進します。

⑤果樹

- ・環境こだわり農産物認証取得に向けた支援と農薬の安全使用を推進します。
- ・高品質果実生産安定技術の普及・実践に取り組みます。
- ・適期作業の励行を推進します。

(2) 環境負荷低減の取組

1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- ・本市や琵琶湖の環境を保全しつつ生産性の高い安全で安心な農産物を供給するために、関係機関と連携し、堆肥等の施用技術、化学肥料および化学農薬の低減技

術の導入等、有機農業を含めた環境にやさしい農業生産方式の普及促進を図り、環境こだわり農産物の作付を推進します。

- ・環境こだわり農産物の作付において、国の支援対象外となる市街化区域内の農地を対象に、市独自で支援を行います。

2) 農業濁水の流出防止

- ・代かき時における農業濁水流出による環境負荷を低減するため、浅水代かき^{*}や水田ハロー^{*}を導入した生産方式の指導・助言、畦畔^{*}からの漏水防止および止水板による徹底管理を周知・啓発し、地域ぐるみで取り組む活動を支援します。
- ・県営水質保全対策事業^{*}により造成された浄化池、浄化型排水路および循環ポンプなどの施設を適切に運転および維持管理することで、農業濁水による琵琶湖の水質への環境負荷の削減に引き続き取り組みます。
- ・環境にやさしく、琵琶湖の水質を保全するため環境保全型農業を推進するとともに、こうした取り組みを通して琵琶湖の生態系の保全に努めます。

3) 農業系廃プラスチックの適正処理等

- ・農業用廃ビニール処理については、関係機関と連携する中、適正処理について農業者への周知を図ります。
- ・プラスチック被覆肥料を使用しない施肥を推進し、プラスチックの被覆殻の流出防止を図ります。

4) 地域環境向上の取組

- ・地域の農業用水が防火用水や生活用水としても利用されていることに鑑み、農閑期にも通水を促し、地域の環境向上を図ります。
- ・稲わらや麦わら等の無秩序な野焼きは行わず、土に還元することで再資源化や有効活用を図る取り組みを推進します。

(3) 気候変動等への対応

- ・気候変動の影響を受けにくい品種の導入や栽培技術等の情報収集を行い、研修会等により普及を図ります。
- ・災害に強い農業を進めるため、農業用ハウスの補強や農業版BCP（事業継続計画）^{*}の策定を促進します。
- ・自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために収入保険の普及促進を行います。

【成果目標】

指 標	現況（令和 6 年度末）	目標（令和 12 年度）
うるち玄米の一等米比率 （過去 3 年の平均）	42.4%	50%
きらみずきの栽培面積	8.9ha	40.0ha
麦、大豆の単収 （過去 3 年の平均）	麦 357kg/10a 大豆 144kg/10a	麦 380 kg/10a 大豆 160 kg/10a

基本方針5 <農村> 農村集落の将来像の検討

◇現況と課題

これまで農業組合が中心となって、集落における合意形成や農業者間の各種調整、市とJA等との連絡調整等を担うことで、集落における農業を支えてきました。

しかし、アンケート調査によると、市内50組合のうち、5年後に組合員数が減る組合が過半数であり、そのうち3割以上減る見込みの組合が14組合ある状況です。また、今後概ね5年の役員が目途が立っていない組合は約4割に上ります。農業者の減少等により農業組合の置かれている状況は変化してきており、今後のあり方について検討する必要があります。

また、令和7年3月に策定した地域計画については、各集落等において、地域の将来の農業のあり方についての話し合いを行いました。策定に係る検討期間が短かったことから、現状の耕作状況が概ねそのまま将来の計画となっている集落が多くあります。今後は農地の集約化の検討を行うなど、地域計画をブラッシュアップさせていく必要があります。

◇施策の展開

(1) 農業組合のあり方検討

- ・ 農業組合が現在担っている役割や課題について整理し、負担軽減については、農地や耕作者データの提供等を実施します。
- ・ 検討にあたっては、農業組合等から意見を聞く機会を設けます。

(2) 地域計画のブラッシュアップに向けた定期的な見直し

- ・ 地域計画に定めた目標地区における将来の予定耕作者については、随時変更が生じることが想定されるため、地域計画は最低年1回、見直しを行います。
- ・ その他、全体的な地域の将来の農業のあり方や農地利用（特に農地の集約化）についても、国の補助制度の活用を見据えながら見直しを行います。

【成果目標】

指標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
地域計画の見直し地区数	—	31地区（毎年）

第5章 関係機関による農業施策の一体的な推進

本市農業が持続的に発展し、安全で安心な農産物を安定的に生産・供給ができ、本市の基幹産業として競争力をもった魅力ある農業を構築していくためには、JAや滋賀県等の関係機関と情報共有を行うとともに市の関係部署間の連携を強め、活力ある地域農業の形成に向けて一体的、総合的な施策の展開を図ります。